



第31号
61.3.1



発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口225975
発行者
会長 三好 敏夫
印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口221712

目次

◦新年のごあいさつ	山口地方法務局長	村井 昭三	2
◦年頭の所感	会長	三好 敏夫	3
◦社団法人山口県公共嘱託土地家屋調査司会発足なる	公共事業部長	竹内 重信	3
◦合同理事会・支部長会開催			4
◦予算分析グラフに添えて	経理部長	高杉 勇助	7
◦広告宣伝費を考える	広報部長	宮崎 瞑雄	7
◦証紙貼付状況等調査結果報告		総務課	8
◦国調境界冬景色(第2学章)	岩国支部	岩倉 一夫	9
◦下関支部研修状況	下関支部	堀家 徹	10
◦岩国支部宿泊研修会レポート	岩国支部	竹森 正孝	12



通化寺

山口県土地家屋調査士会

新年のごあいさつ

山口地方法務局長 村井昭三

明けましておめでとうございます。会員の皆様には、御家族おそろいでお元気に新しい年を迎えたことを存じます。

年頭に当たりまして、平素皆様方からお寄せいただいております法務行政に対する御支援・御協力に対し改めて厚くお礼申し上げるとともに、今後とも一層のお力を添えを賜りますようお願いいたします。

さて、昨年は皆様方にとりましても、また、私共法務局職員にとりましても画期的な年でありました。

すなわち、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する土地家屋調査士法第

十七条の六の規定が七月十八日から、そして、同月一日からは登記特別会計法がそれぞれ施行されたことあります。

創設の趣旨は、前記条文に明示されるとおり、土地家屋調査士の専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにあります。山口県土地家屋調査士会におきましても、会員の大方の賛同による社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立総会が持たれ、

本年は、ただ今申し述べました二つの制度が本格的に運営される意義深い年であります。

二十一世紀を間近にひかえて奇しくも今年の干支は寅であります。新しい年が皆様方にとりまして健康で充実した年であるとともに発展・飛躍の年になりますことを祈念いたしまして、新年のごあいさつに代えさせていただきます。

所定の設立許可申請手続がとられましたが、本誌が会員の皆様のお手元に届くころには、すでに登記も完了していることと存じます。

また、登記特別会計制度創設の目的も、登記事務処理体制の抜本的改善のための財政的基盤の確立にあり、登記行政に対する国民の期待と信頼にこたえ得る施策の検討が緊急の課題となっています。



年頭の所感

物を出し合ひ金利を通じて田畠のせ
利の明確化に寄与する。こうなりし
ければなりません。

事務局だより

氏名板の佩用について

西山事務所
本山

見本

見本

本稿及び拙曲者が登記前に用入りす

著者の効果的
研究
表六士の責任・監督者
相談
著者十社第一年に延べ、「監督者は…不動産の表示
に関する問題につき必要な土地
は家主に贈する野菜・野菜・
野菜をねぎらわせたい」。

二月三日(四)
長中葉源内門用事
合ソ公事と御詔記
於山口井田宿
田舎町

七

西月三日正午

調査士は裏面の眞實を存続するところに社会が消え上る必要とする風潮を察知し、裏面を出現して行くことが大切であります。

調査士の目的とせんじゆは、不動産に係る国民の権利の明確化と胥序することであります。而日權とか、抵當權とかを登記簿に登記されてしまふ、その客体である該種類の記載が正確を欠いていたのでは、権利者の財産は保護されていません。

裏面部の正確を期するには、土地にあっては権利の表示が最も必要であります。

私は不動産登記制度がこの幼稚ではある裏面をそれを確実にせず、それは裏面部が既成と附合しない土地、建物が多いからであります。

調査士は眞實に裏面を自認し、

此の説は必ずしも無理で、而して外が外れてしまふ事ある。所謂説の「主張」は、實際の「主張」ではない。主張の「主張」は、主張の「主張」ではない。

社田主人口ノ公共施設ノ記
其ノ記述ノ如ニシテ此組織ニ三人が
モ、日調査、公共事業部を中心化し
十三年間此種運動を経て参りヨリ

土地家屋調査士法を制定なる

その直前を計ることになりました。

山口多良おいても作成七月から準備

をすすめ本年一月入社後二月十八日

をもって社員加入、山口県公共團

此社員は地元新規会員として登録

登録開始にいたる所以あります。

昭和三十一年八月五日

全国公務事業部担当者会議(設立)

についての基本説明

昭和三十一年八月十二日

監修(定身・新規開拓会)

昭和三十一年九月十日

中国支局(新規開拓会)

当省会議(新規開拓会)

昭和三十一年九月十二日

支那在住(新規開拓会)

云々行(新規開拓会)

昭和三十一年九月十六日

本部研修会(大蔵開拓、他、昭和

監督者会員の選出)

昭和三十一年九月二十八日(七月五日)

三連休会(県主六会場)

昭和三十一年九月八日

第一回会員登記会(新規会議会)

昭和三十一年十月十九日

第二回会員登記会(新規会議会)

題出)

昭和三十一年十一月二日

設立総会(大蔵開拓、他、昭和

監督者会員の選出)

昭和三十一年十一月八日

改組大監督用

研修会(昭和三十一年二月十四日)

出張到達、設立登記申請

昭和三十一年二月十八日

城内実態調査

研修会(昭和三十一年二月十九日)

新規開拓会

共用此空港士由家田調査上協会の初

年度役員は次の通りです。

理事長 増川 良介

副理事長 「新規部会」 西山 錠

「新規部会」 野村義助

(業務担当) 竹内重利

小倉久治(監査) 山口幸平

細井 勝(監査) 関山支所長

鶴田英行(過渡)

三好義人(監査・候補街)

山根 勇(監査)

山口翠一(監査)

岸井精士(監査・下関支所長)

山根 勇(監査)

山口翠一(監査)

新本寅人(監査・岩国支所長)

小倉重吉(監査・三部会所長)

新規開拓会

よくない会員に対する公明会の勧説の

について開示ブロッケン会記作成した

テキストに準拠して研修会(昭和六十

一年三月二十日(土)午後)開設開會

開行

レジメの作成及び研修講義担当は

研修会(昭和三十一年二月十四日)

出張到達、設立登記申請

研修会(昭和三十一年二月十八日)

城内実態調査

研修会(昭和三十一年二月十九日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十一日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十二日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十三日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十四日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十五日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十六日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十七日)

新規開拓会

研修会(昭和三十一年二月二十八日)

新規開拓会

の





卷一百一十五

十一

· 五 ·

三、権利登記簿の手取人等の選択
十一年一月十七日に附の申請書類に
ついては、御簾面の小良承認を条件
として、七種類の私性を会員にて選
択せられた。

「この件については別に日程表等において示され、審査登記の書類を提出する前は、ドアで監査加入を要件とし、該施設の所有者には認めないと決意した。」
「昭和六十一年度会算の予算よりして、昭和六十二年度より会算額上げの必要感を生じたものである。ところづな取引の扱いの増加や認定が複雑化してほしい」（支那担当、会理事務）
次期用事はに複数の上場団体、外
部機関にも提案した。

四百一

卷之三

前回述べた如く、一月未就職入初、二月未就職入初

（1）この会員の日比ひにて、
（2）一日上班には必ず出勤する仕事場
に赴属する關係上、一月中に相
當所の（場）決算をして然るに、
（3）十月一日のを期じては可

三

卷之三

浦口市議会議員、竹内
少佐事務部長、小堀
・福原名押道

「川井渡漁業の店で、『アーティスト用材』と書かれていた木箱を貰った。」



620

日ノ記

の配列に、以下

卷之三

卷之三

五〇四

士林里里長

卷之三

五〇・九・カ・トとする

通志

新編和漢書

卷之三

金庸古戰之書

新課標



助金を算定して交付金合計三万円の予算を出
すが決められているが、当初計画通りの会員負担公費の導入を実現するには何
ではないか。正解は上当日、人会いの
率が減少で、財政難を避ける経営不安定化
も考慮されるが、長期健全化に寄
て採用してほしい。

予算分析グラフに添えて

卷之三

昭和二十年度半導體研究会



講者たるに就講題でもあれば比較してはいた。ところであるが、今後は指書（申ブロ音）の字幕をグリフ化して比較進捗してみたいと思つてゐる。

1129

川・東北地方には、通常は、



二、貯蓄費の内人出費(100万円)は、被災の結果社会厚生費が増加するにあり、一般生活費(100万円)は消費交通費(100万円)及び被災者扶養費(100万円)が過半を占めている。今後被災者の高齢化が進むれば援助を実現なされ、子供を扶養することも予想される費目である。

以上小説の分析を通じて能動的で、明るいものであるが六十歳を越えて、少しも音田とも増田の心地のないところへ手廻である。

広告宣伝費を考える

四

新規への参入を防ぐための規制は、必ずしも効果的である。しかし、規制によって競争が制限されると、それが競争力を失う結果となる。したがって、規制は適度な範囲で実施されるべきである。

なれば、クラウゼーでは御想される
の平太田の態にござて甚干證明を加
えて置きたる。

（一）昨日の西原は管理費約二八九
（一・〇二〇万円）、車両費約六〇
萬（一・〇三〇万円）、手間費等約
二九（一・〇一〇万円）となつており平太
田は當の運営扶助により車両費の二
割以上を当されものと想われる。

—あなたは土用家田舎者として、山の貢税を一年間でどれだけおれられますか。—

一般的な書類の右端に「」印がある
ものは、ヨーロッパ風の書類
新聞紙の編集、折込み店社、商品
の配付等種々な方法があるわけですが、
が、我々上場会社の場合は、
れば「ラジオ」ラジオの放送は資金
が貰てないまではないものと
れもわれます。又前述の日本石油社
の趣意ではないのをしなりません。
既に新聞紙への掲載、カレンダー
、「ラジオ」マガジン、ライター、モ
ーション、カーテン等の物語の創作
出版のものや貰ておらね
「はお断りとねば、使っておられ
る心も失ってみゆる。

本稿ならば新聞紙の讀者人にアピュ
ート」の精神をして「あら」もれ
が、皆田の歌謡小説等を計り、たびた
くおじす。またその春柳社の歌謡小
説を貰えます。昭和六十年度にお
いては新宿歌舞の見えるような新田
を抱いて貰えます。西月一日の表文
登記の日の新聞紙には若利氏の名前
を入れて貰ひうた新宿二万円新規一
の次印ひした。

私の事務所の役人が井戸二千力田
上ると、それがである朝のはわれ
シ〇・一を下しむるわけです。

の間違わないのか。

それでは「開放権がないか否か」と
いただいたいとねもいます。因い
つゝまことに書かせてもらいますと、
一、他の会員に不満活動などい

四月一日は
表示登記の日

69年度広告宣伝費300社ランキングの一部				
順位	社名	業種	広告宣伝費 （億円）	売上高当社 （億円）
1	花王化粧品	化粧品	30.718	8.21
2	トヨタ自動車	自動車	30.500	6.56
3	松下電器産業	電気機器	29.538	6.89
4	日立自動車	自動車	27.482	6.76
5	サンクリー食料	食品	26.879	5.54
6	日立製作所	電気機器	26.400	6.87
7	雀之介	〃	26.349	1.64
8	松井利謙	自動車	25.820	1.34
9	ライオン化粧品	化粧品	23.058	8.47
10	新庄電機	〃	21.620	6.69

音和山日経ビデオ系にある

右について昭和六十年七月豊中講演会で講じた結果は、概要のとおりです。おる一月五日・六日、豊中市立豊中図書館で、西日本新聞記者の方にのみ会見をして、座談会を実施するところ決定されました。この会見の目的は、豊中の起火事件に対する社会的懸念の高まり、ひいては消防組織の組織化や消防士の待遇向上などの問題を扱くことになります。その後は報道不正確にはじめとの報道との間に懸念が生じたことは、山口県士業連盟議員としての立場であることを十分自覚してお断りした所には、報道の範囲がであることを

証紙の貼付状況等

調査結果の報告

はうどにはまことに御紀と御利の御用
があり、表示の登記は土地家屋調査
士がするんですよといつてやり。用
通しても司法書士に表示の登記を行
はせない、よう理解をしていただきと
か、教えられないほどの徳典があろ
うかとねています。

二、四十地家屋調査士の責任の問
いは一、の問題の確認をすることに
よって価値はしたいに面土するもの
をおもねれます。

財務に大企業の大荷主代賣の(荷
を紹介したいたねもいます。

証紙貼付状況等調査集計表(60年9月分)

	調査士申請		本人申請		司法書士申請		嘱託申請		計		1		2		3		4	
	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	イ	ロ	ハ			イ	ロ	
岩国東 周辺	83	85	12	0	0	0	55	1	150	86	3	2		12				
国井東 周辺	97	46	1	0	0	0	56	1	154	47								
久徳 周辺	20	27	0	0	0	0	61	0	81	27								
久徳 周辺	8	2	0	0	0	0	55	0	63	2								
久徳 周辺	8	8	0	0	0	0	38	0	49	8								
久徳 周辺	102	94	0	0	0	0	90	0	194	95								
久徳 周辺	61	64	1	0	0	0	33	0	95	64								
新南陽府 周辺	49	34	0	0	0	0	34	0	83	34								
新南陽府 周辺	76	99	0	0	1	0	147	0	224	99								
防山美 周辺	134	146	2	0	2	0	69	1	207	147								
防山美 周辺	24	6	11	0	1	0	18	0	54	6								
防山美 周辺	35	20	1	0	0	0	3	0	39	20								
防山美 周辺	14	8	2	0	2	0	91	0	109	8								
防山美 周辺	37	49	3	0	0	0	3	0	43	49								
長須 周辺	43	42	1	3	0	0	28	0	72	45								
長須 周辺	8	14	5	2	0	0	100	0	113	16								
長須 周辺	206	149	4	0	12	2	0	0	222	151								
小野田 周辺	40	37	0	0	0	0	6	0	46	37								
小野田 周辺	10	17	0	0	0	0	10	0	20	17								
小野田 周辺	172	222	10	4	0	0	43	0	225	225								
小野田 周辺	8	13	5	1	0	0	78	0	91	14								
小野田 周辺	16	10	2	1	0	0	64	0	82	11								
計 (59年)	1,251	1,192	63	11	20	3	1,082	3	2,416	1,209	12	97	1	66	23	1	0	
	(1,533)	(1,653)	(73)	(39)	(13)	(0)	(2,326)	(47)	(3,945)	(1,740)	(45)	(0)	(87)	(13)	(75)	(36)		

調査結果 1. イ 証紙貼付もれ
ロ 旧証紙貼付枚数
ハ 申請書補正状況

2. 個人申請及び非調査士と思われるもの
3. 司法書士の取り扱った表示申請
4. イ 嘱託申請で証紙の貼付もれ(委任状のあるもの)
ロ グ (委任状のないもの)

さて、前回投稿の第一学章を御統
み下さいまして、誠に有難うござい
ました。厚くお礼申し上げる次第で
ございます。なお第一学章でとんで
もない間違いがございました。つま
り地籍調査の敷地地区(D地区)の
各筆界点に座標値(仮)があると申
し述べましたが、仮座標値(又は固
有の座標値)があるのは電算面積測
定法による地区(C地区)のことで
ございまして、D地区については各
筆界点に国家座標値(公共座標値)
が既として存在しているのでござい
ます。ここに謹んで訂正しますとど
もに深く御詫び申し上げます。

又、先日岩国支部のS先生から次
のようなお叱正を賜りました。つま
り筆界点の座標値を読む方法として
地籍図郭内の十印をつないだ娘は不
正確(直交していない、直線でない、
間隔が正確に一〇〇・〇mmになつて
いない)なので採用することはでき
ないとのことでございました。まことに御尤もな御忠告をいただき、心
から感謝している次第でございます。
座標値を正しく読みることは実に重大
な問題でございまして、このことの
みにしまって私見を申し述べると致
しましても、原稿用紙数枚になるこ
とは間違いございません。

十七年間地籍調査地区で測量をやつ
て参りました私のケイケン談でござ
います。いずれ国調地区の調査
測量実施要領ができたアカツキには
それに従わなければならないと愚考
するものでございます。

座標値を正確に読むための留意事
項として第一学章で四点ほど挙げま
したが、始めの三点が思わしくなく、
かつ図郭内の十印関係が正しい場合
は、後者を使用するのが得策かと思
います。

又、一番要領のいい方法は、図郭
線の正、不正に関係なく、読み取り
ことができるのです。これを五〇mmお
きにある区画線にまで拡大して考え
れば一枚の縮尺五百分の一の地籍
図について、左下図郭点の座標値が
R II - 234.00m, Y II 10.00m の場
合、左上は R II - 233.85m, Y II
10.00m でその間に区画線との交さ
る二点あります。又右上は R II

国調境界冬景色(第二学章)

岩国支部 岩倉一夫

技でございます。そのためには色々
と工夫を凝らさなければならぬ
ために鉄工所特製のぶ厚い金属の直角
定規と、製図器種用のMUTOHの
縮尺五百分の一、長さ四〇cmの定規
を用意いたしております。

なお本紙に投稿しました内容は、
て参りました私のケイケン談でござ
います。いずれ国調地区の調査
測量実施要領ができたアカツキには
それに従わなければならないと愚考
するものでございます。

座標値を正確に読むための留意事
項として第一学章で四点ほど挙げま
したが、始めの三点が思わしくなく、
かつ図郭内の十印関係が正しい場合
は、後者を使用するのが得策かと思
います。

又、一番要領のいい方法は、図郭
線の正、不正に関係なく、読み取り
ができるのです。これを五〇mmお
きにある区画線にまで拡大して考え
れば一枚の縮尺五百分の一の地籍
図について、左下図郭点の座標値が
R II - 234.00m, Y II 10.00m の場
合、左上は R II - 233.85m, Y II
10.00m でその間に区画線との交さ
る二点あります。又右上は R II

— 233.85 km, $y = 10.20$ km で、その間には国界線との交点が三点あります。次に右下は $x = -234.00$ km, $y = 10.20$ km で、この間の交点が二点、左下にもどって、この間の交点が二点が三点、つまり国界線関係が合計十四点あるわけです。又国界内には十印（国界線の父さき点）が六点あり、総合計二十点あるのでございま

地籍図を例にとれば 30×123390 km.
 $\times = 1005$ 号 という具合に、地籍図
番号とともに測量図に付記すればよ
いのではないかでしょうか。

筆界点の座標値を読み取った基準線（二十点のうちの一つ）の座標値を測量図に付記しておけば、個人の読み取り誤差は±0.2mm以内（座標値の読み取作業は熟練しなければなりませんが、つまり現地で±0.2mm以内ですから、まあまあです。

筆界点の座標値を因郭線から読み取る場合は、現に線がある訳ですから比較的容易なわけですが、区画線から読み取るときは、第一章で述べた 7H云々が登場するわけです。7H が駄目なときは、マイラー（ポリエチレンテル、トレーシングフィルムで、「きもと」製の場合、商品名 DIA M A T で、厚さ + 200 以上で、両面に書ける「B」がよい）を使用して

写すわけでございます。これ又相当熟練のいる作業で、写した後、すねた個所がないか慎重にチェックする必要があります。このときに区画線を定規で一線に引いておくことといたとえば座標値読み取りの基準線に区画線の交差点を使用したとき、上述の

で無意味だと愚考いたします。
さて、電算面積測定機の概要を略
地写真株式会社の資料に基づいて中
し述べることといたします。「こ
機械による地積測定の方法は、筆
線には関係なく、筆界点の座標(即
定機固有の座標系による座標です)

し正しく言えは、一日の前面と申し上げるべきで、ばキロメートルもさる海底では多少誤差があるのではなくいかと思いますが、地球の半径六三七七キロメートル（赤道）と比べば全然問題はないわけですか。話は変わりますが、第一学章で大島郡は全部C地区と申し述べましたが、これまで間違いで、A、B地区もまざつているようでございます。重ねがさねゴメンナサイね。

下関支部研修状況

下閩支部研修狀況

この機械の構造は、地籍図をおく
口の手前に x 軸、及び y 軸を前後、
左右に動かす二つのハンドルがついて
いて、機械正面上部にはスクリー
ンがあり、十字線がついていて、同
図を五倍に拡大した正像がうつるよ
うになっているのでござります。し
たがって地籍図上の筆界点を十字に
合わせるために、x 軸、y 軸の兩
ハンドルを操作すればよく、合致し
たところで、スタートボタンを押す
と、その筆界点の x 及び y の座標値
が自動的に記録されるようになつて
いるのでござります。又一方では、
サン孔機で紙テープに孔があけらわ

スライドによる（建物認定・地目認定）目で見・耳で聞く視聴覚による「研修」、第二回目は報酬とPC一五六一（ポケコン）による研修説明を一件ずつ仕上げていく解説方式による研修。第三回目は事務研修（不動産の税務について）を予定している。

点をまちがいなく押されに信頼し得る測定結果が容易に得られます」と書かれているのでございます。

問題は、この「まちがいなく」でございまして、人間のやることですから、絶対に「まちがいなく」とは参らないわけでございます。筆界点を一つとばして押せば当然面積は不正確なわけでございます。

これに対する処理方法は、次回第三学章以降に申し述べさせて頂きたくと思います。長々と御読み下さいまして誠に有難うございました。御意見がございましたら御電話でも、御葉書でも、又本紙上でも、御来駕下さいましても結構です。何卒御遠慮なく、よろしく御願い申し上げる次第でございます。

これを電子計算機に入れる、座標計算が行われ、面積が求められるようになっているのでございます。

したがつて「測定者は、ただスクリーンの十字に筆界点を合わせ、スタートボタンを押すだけで、他はすべて自動化されていますので、筆界点をまちがいなく押さえれば信頼し得る測定結果が容易に得られます」と書かれているのでございます。

問題は、この「まちがいなく」でございまして、人間のやることですから、絶対に「まちがいなく」とは参らないわけでございます。筆界点を一つとばして押せば当然面積は不正確なわけでございます。

これに対する処理方法は、次回第三学年以降に申し述べさせて頂きたいと思います。長々と御読み下さいまして誠に有難うございました。御意見がございましたら御電話でも、御葉書でも、又本紙上でも、御来駕下さいましても結構です。何卒御遠慮なく、よろしく御願い申し上げる次第でございます。

ます。我々調査士は、常に業務に精通し、研鑽を積むことを目標にしています。が、具体的に何をどれだけやればとなると個人差も多く如何なる研修をすれば良いか困難な問題です。

二回目の PC一五六一(ポケコン)の研修について状況を報告しますと、支部内の中原会員と無敵会員の両事務所すでに開発がなされており、数人の会員はすでに、それぞれのプログラム・ソフトを借りて作業中であります。が、両事務所の協力を得て、支部研修を行うこととし、企画委員会で両者の成果を検討しましたところ、何れも甲・乙・つけがたいできぱりであり、どちらを採用するか選択に困った。

ボケコンに譲識な私は二つのプログラムの良い点をとり入れて一本化したものをすることを考えてみましたが、この計画は実は安易な考えでした。が、色々の問題があるようですが、それをきておき PC一五六一の良い所を PR してみましょう。

一、小型で現場に携行できる。
 二、価格が安い(例えば土地百 m²以下の報酬より安い)
 三、容量が比較的多く測定点で百 / 百五拾記憶できる)

報酬額表から平板の表示が消えたため(測量の殆んどがトランシットを使用する)

測量成課

(281-1) 地積測量図座標

180-00-00

X=100

Y=100

T₁

T₀ H = 0-00-00 V = 359-20-00 L = 16.801
 ② H = 75-20-25 V = 358-40-50 L = 22.005
 ③ H = 8-50-30 V = 352-10-30 L = 5.652
 ④ H = 4-58-45 V = 0-00-15 L = 17.600
 ⑥ H = 5-07-56 V = 0-00-10 L = 16.232

T₀

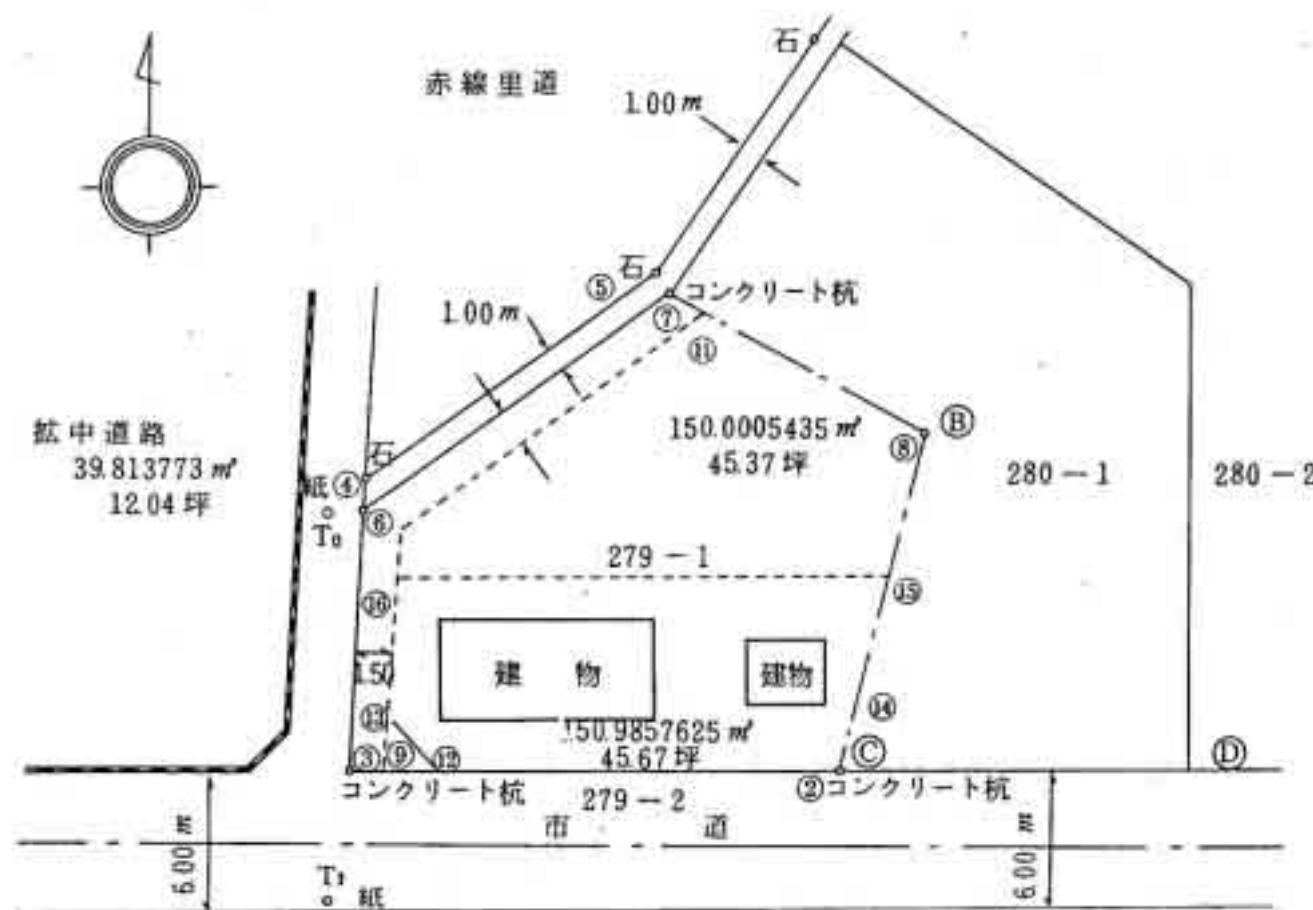
T₁ H = 0-00-00 V = 0-40-10 L = 16.801
 ⑤ H = 235-30-10 V = 1-20-10 L = 16.404
 ⑦ H = 238-58-40 V = 0-55-15 L = 16.402

A X = 208.452 Y = 214.053

B X = 202.634 Y = 224.777

C X = 188.768 Y = 221.282

D X = 188.793 Y = 235.732



四、容姿はミニですが、中身は從来の大型並ですからこだえられません。

私の思いつきこの程度ですが

我々の報酬は二年に一度上がりますが、コンピューターの世界では、時代と共に反比例して価格は安くなり、機能は高度になります。これも営業努力でしようが我々も学ぶ必要があるのではないか。それ

次の図は研修の説明です。

一、外周の境界点の座標計算
二、(B)は座標変換(式八〇)一者は

既に測量図があり、それと今回の測量結果と同一座標系にする。
三、道路を四角に確保するために直線の平行移動又は道路のすみ切をする。

四、建物に平行に定面積分割します。以上、四つの例をいつも簡単にやります。また、慣れれば慣れる程良きパートナーになります。

良き友として末永く付き合ってください。



岩国支部宿泊研修会

レポート

岩国支部広報協力員

竹森正孝

恒例の岩国支部宿泊研修会は昭和六十年十一月九日(土)、十日(日)日の二日間に亘って、本県最東端、大島郡東和町に於て開催された。開催場所には意地悪にも会場名と所在場所しか書いてなく、皆、日頃鍛えた現地把握能力を盡屈の取り最盛期の島内に遺憾無く發揮して片添ケ浜の「東和荘」目差して急いだ。

過半数の会員出席の下、比良支部長の開会の挨拶に続いて企画委員会(浦井委員長)の面々の心配で法務局より拝借したスライド、「建物認定」及び「地目認定」の映写があつた。所用時間約四時間。予定より時間が掛ったのでスライドを見ての疑問点や感想は翌日にと言う事になり、ただあつて看もふんだんで酒も大きいトナーになります。

広間で出席者一同に会して夕食を振った。蜜柑と並んで魚でも有名な島根県野菜好きのグルーブ、趣味を同じくする者連と、部屋割りにお構い無しに占拠して旧交を温めよう有り、ダウントする者が出来やしないかと筆者は陰ながら心配したが、さすがは

常日頃トランシットや光波を肩に山野街中を活歩する人々、研修会二日目は無事定刻に始まった。

まず、前日の続きでスライドを見ての感想である。「建物認定」につ

いては、建物と認定できるのはどの程度迄建築工事が進行した時点か、

入居者に内装工事を行わせて入居させる目的で建築された賃貸ビル(從

ってコンクリート等が荒打してある程度)は種類が未定であるので登記

できないとの説は妥当と思うか否か等々について活発な議論が展開され

た。「地目認定」については農地に植林した場合に山林と認定できる

応の基準は三ないし五年程度の経過が必要と説明されているが、山間の荒廃した農地等では短縮してもいい

のではないか、中間地目を排除しない

うとしているようであるが、分譲地では合筆して分筆する必要があるケ

ースがほとんどで、地目が同一でない合筆できないので中間地目も必要である等の発言があった。又女性ナレーターが「……できません」

「……できません」と美声を強めて説明しているのが妙に印象的だと

表紙写真説明

周東町、市街地の南二kmの山にかかる

通化寺は明治維新の際活躍した遊

撃軍の駐屯地として約二五〇名が居た。高杉晋作の詩、「財を盡にして

正を興すは我が功に非ず……」

も残されている。遊撃軍の記念碑、

その他貴品類等がある。

講義雑感

確定申告も提出された事と思いま

すが収入は如何でしたか? 世情は段々と厳しくなって行くようです。

会員の投稿大変有り難度御座います。今後も多数の会員の投稿を歓迎します。

本紙は岩国支部の編者がしたもので発行が遅れたことをお詫びします。

会員異動状況

一、入脱会状況

会員名	入会年月日	退会年月日	入脱会
高木 太郎	昭和二年三月一日		脱会
上田 仁志	昭和二年三月一日	昭和二年三月一日	脱会
西本 三郎	昭和二年三月一日	昭和二年三月一日	死亡

二、事務所変更他

会員名	変更年月日	新事務所	備考
下岡 丁野洋二	大正十一年七月	事務所未定	
宇佐 猛山長生	大正十一年一月	小曾田市大字南野田一號番地の二	
井上 丞相清海	大正十一年四月	事務所未定	
・ 井上義明	大正十一年五月	事務所未定	
・ 岩田 誠	大正十一年六月	岩田市御代子丁目六番三〇号	
・ 岩田 誠	大正十一年六月	岩田市御代子丁目六番三〇号	

誤

表紙 3 行目

社団法人……発足なる

3 ページ 3 段目後より 2 行目
日調連公共事業部

日調連公共事業部

4 ページ 2 段目題目
合同理事会支那長会開催される

合同理事会支那長会開催される

4 ページ 3 段目 3 行目
事長

理事長

同 西山 敏 敏 4 行目

西山 雅 敏

同 基づき 4 段目 10 行目

基づき

5 ページ 1 段目 9 行目
總務部

総務部

同 2 段目 5 行目
岡山紀事

岡山紀事

同 4 段目中程
桐のマーク

朱肉のふたにこのような桐のマークを入れる

正誤表

社団法人公共團託登記土地家屋
調査士協会発足なる

正